

生ごみ処理容器設置事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、九重町で排出される生ごみの減量を図るために、生ごみ処理容器を購入した町民に対して交付する生ごみ処理容器購入補助金（以下「補助金」という。）について、九重町補助金等交付規則（昭和63年3月25日九重町規則第2号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所を有する個人とし、法人及び団体は除くものとする。

(補助金額)

第3条 非電動生ごみ処理器（以下、コンポストという。）購入の補助金額は購入費用の2分の1以内（1基につき5,000円を限度）とし、電動生ごみ処理機購入の補助金額は購入費用の2分の1以内（1機につき25,000円を限度）とする。この場合において百円未満の端数は除くものとする。

また、補助の対象は、1世帯につき、コンポスト2基、電動生ごみ処理機は1機とし、5年間は再度補助を受けられないものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、型式のわかるカタログ若しくは見積書等及び誓約書を添付し、九重町補助金等交付規則第3条の規定により、補助金交付申請書（第1号様式）を町長に提出しなければならない。ただし、購入後1年を経過したものは補助金交付の対象としないものとする。また、申請は先着順とし、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定通知書の交付)

第5条 町長は、前条の規定による申請を審査し、補助金の交付を適当と決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（第2号様式）を交付するものとする。

(補助金の交付請求)

第6条 補助金の交付の通知を受けた申請者が、補助金の交付を請求しようとするときは、補助金交付請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定通知書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 電動生ごみ処理機にあっては、保証書等（電動であることがわかる書類）の写し
- (4) 設置していることがわかる写真

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。